

# 兵庫県立御影高等学校PTA規約

## (名称と事務局)

第1条 本会は兵庫県立御影高等学校PTAと称し、その所在地を御影高等学校（以下学校という）内に置く。

住所 兵庫県神戸市東灘区御影石町4丁目1番1号

## (目的)

第2条 本会は生徒を幸福にするため教育の充実をはかり、あわせて会員相互の教養を高め融和を深めることを目的とする。

## (事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 学校教育及び学習環境の充実の為の事業
- 2 その他本会の目的達成に必要な事業

## (会員)

第4条 本会は次の会員で組織する。

- 1 正会員 学校生徒の保護者および教職員
  - 2 特別会員 本会の趣旨に賛同し、役員会の承認を得たもの。
- 会員は入会する際に入会金1,000円を納め、各年度において年会費を納める。一度納入された年会費はいかなる理由があっても返金しない。
- ただし、特別の事情のある時は役員会の承認を経て年会費の一部または全部を免除できる場合もある。

## (機関)

第5条 本会は第3条の事業を行うために、次の機関を設ける。

総会  
役員会  
専門委員会

## (総会)

第6条 総会は本会の最高決議機関であり、年に一度、会長が招集し、次の事項を議決する。

- 1 事業計画ならびに収支予算及び決算
- 2 役員を選任及び解任
- 3 規約の改定・改正
- 4 その他本会運営上の重要事項

総会は会員の過半数以上の出席により成立する。

総会における議長は、出席会員の互選で選任する。

臨時総会は役員会が認めたととき、または会員の3分の2以上の請求があったときに、会長がこれを招集する。

緊急の場合は役員会の決議によりこれを代行し、次期の総会において承認を得るものとする。

## (役員会)

第7条 本会に次の役員をおく。

会長 1名  
副会長 若干名  
会計 3名以内  
専門委員長 若干名

会長は会を代表し会務を統括する。役員会においては、会長が議長を担う。

副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときは、その職務を代行する。

会計は本会の出納事務を担当する。

役員会は役員及び学校長、教頭、事務長、総務図書部長で構成し、会長がこれを招集して次の事項を協議する。

- 1 総会に基づく事項
- 2 緊急に処理すべき事項
- 3 その他必要な事項

役員会は役員の過半数以上の出席により成立する。

役員会の求めにより、オブザーバーの参加を認める。

## (議決方法・委任状)

第8条 総会及び役員会における決議は出席者の過半数の同意を必要とする。可否同数の場合は、議長がこれを決定する。但し、規約の改定・改正については別に定めるところによる。

出席できない会員又は役員は委任状を提出することができる。委任状の取り扱いには出席と認め、総会は議長、役員会は会長に一任するものとする。

## (専門委員会)

第9条 総会の決議及び、役員会の決定事項を円滑に遂行するために専門委員会を設けることができる。

専門委員会は会員から選出する。

## (会計監査)

第10条 本会に会計監査2名をおく。

会計監査は会計ならびに財産の状況を監査し、会長に報告する。

## (顧問)

第11条 本会に顧問をおく。

役員会の承認により顧問をおき、顧問は会長の諮問に答える。また、本会の活動を支援するための助言や、役員会にて意見を述べることができる。

## (監事)

第12条 本会に監事をおく。

監事は役員の求めに応じて本会の活動や学校との連携に助長する。

## (任期)

第13条 役員、会計監査、各専門委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。欠員が生じた場合は、補充しても構わないが任期は前任者の残り期間とする。

## (特別委員会)

第14条 本会は、特別な活動を行うために特別委員会を設けることができる。

## (経理)

第15条 本会の経理は会費、入会金、その他をもってこれに充てる。

本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

## (改定・改正)

第16条 本規約は総会出席者の3分の2以上の決議により改定・改正することができる。

附則 この規約は、本会設立年月日の平成4年5月22日より施行する。

平成5年5月28日改正

平成30年5月18日改正

令和3年5月21日改正

令和5年4月28日改正